

第5次 木更津市男女共同参画計画

2022－2026

令和8年度事業計画

令和8年7月 木更津市

目 次

計画の体系	1
基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり	
主要課題 1 労働の場における男女共同参画の促進	3
施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進 ※	
施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 ※	
施策3 誰もが健康で安心して働ける環境の整備 ※	
施策4 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援 ※	
施策5 多様な働き方に対する支援 ※	
主要課題 2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進	8
施策1 子育て・介護への支援 ※	
施策2 家庭生活における男女共同参画の促進 ※	
施策3 地域活動における男女共同参画の促進 ※	
主要課題 3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	13
施策1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 ※	
施策2 女性の能力発揮への支援 ※	
基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる社会づくり	
主要課題 4 配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重	16
施策1 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 ※	
施策2 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり ※	
主要課題 5 性別等にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会環境の整備	19
施策1 経済的困窮を抱えるひとり親家庭などへの子育て支援 ※	
施策2 多様な性を認め合える社会づくり	
施策3 外国人・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	
主要課題 6 生涯を通じた健康づくりの推進	25
施策1 生涯を通じた男女の健康保持への支援	
施策2 妊娠・出産等に関する健康支援	
主要課題 7 防災における男女共同参画の推進	27
施策1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
主要課題 8 男女共同参画への意識づくり	28
施策1 あらゆる人々にとっての男女共同参画の促進 ※	
施策2 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供 ※	
主要課題 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	31
施策1 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進 ※	
施策2 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実 ※	
基本目標Ⅳ 計画を積極的に進める体制づくり	
主要課題 10 推進体制の充実に向けた基盤の整備	34
施策1 (仮称)木更津市男女共同参画条例の制定	
施策2 庁内推進体制の充実	
施策3 計画進行の適正管理	

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく本市推進計画に該当する部分

計画の体系

本市の現状と課題を踏まえた「4つの基本目標」と「10の主要課題」、「25の施策」により計画を推進します。

4つの基本目標	10の主要課題
Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり	主要課題1 労働の場における男女共同参画の促進
	主要課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進
	主要課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
Ⅱ 安心・安全に暮らせる社会づくり	主要課題4 配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重
	主要課題5 性別等にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会環境の整備
	主要課題6 生涯を通じた健康づくりの推進
	主要課題7 防災における男女共同参画の推進
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	主要課題8 男女共同参画への意識づくり
	主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
Ⅳ 計画を積極的に進める体制づくり	主要課題10 推進体制の充実に向けた基盤の整備

25の施策

施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進 ※
 施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 ※
 施策3 誰もが健康で安心して働ける環境の整備 ※
 施策4 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援 ※
 施策5 多様な働き方に対する支援 ※

施策1 子育て・介護への支援 ※
 施策2 家庭生活における男女共同参画の促進 ※
 施策3 地域活動における男女共同参画の促進 ※

施策1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 ※
 施策2 女性の能力発揮への支援 ※

施策1 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 ※
 施策2 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり ※

施策1 経済的困窮を抱えるひとり親家庭などへの子育て支援 ※
 施策2 多様な性を認め合える社会づくり
 施策3 外国人・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康保持への支援
 施策2 妊娠・出産等に関する健康支援

施策1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

施策1 あらゆる人々にとっての男女共同参画の促進 ※
 施策2 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供 ※

施策1 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進 ※
 施策2 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実 ※

施策1（仮称）木更津市男女共同参画条例の制定
 施策2 庁内推進体制の充実
 施策3 計画進行の適正管理

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく本市推進計画に該当する部分

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

主要課題 1 労働の場における男女共同参画の促進

指 標

	指 標	現状値（令和7年度）	目標（令和8年度）
1	職場内で男女が平等と感じる人の割合	26.6%	60%
2	女性活躍推進法における企業責務の認知度	66.7%	80%
3	待機児童数	14人	0人
4	市男性職員の育児休業取得率	89.7%	30%

※指標「職場内で男女が平等と感じる人の割合」、「女性活躍推進法における企業責務の認知度」については、令和7年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」及び「男女共同参画に関する事業所アンケート」の回答結果に基づき設定しています。

施 策

1

ワーク・ライフ・ バランスの普及促進

ワーク・ライフ・バランス（仕事・家庭生活・地域活動の調和）を図るための広報・啓発を行い、多様な働き方や生き方の選択、職場全体で業務の効率化を推進することなどを通して、豊かな生活を営めるよう働きかけを行います。

また、育児休業・介護休業制度の普及・定着に努めます。

これらの普及にあたっては、庁内外を問わず、広報やHP、SNS などさまざまなメディアを活用してPR効果を高めるよう努めます。

①ワーク・ライフ・バランスの普及促進【職員課】

事業概要	ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、多様な働き方を選択できるテレワーク（在宅勤務）や時差出勤制度の利用促進に努めます。 また、年次有給休暇の取得促進に努めます。
令和8年度 実施計画	年次有給休暇の取得促進に努めるとともに、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤制度の周知により利用促進を図ります。

②育児休業の取得促進、普及・啓発【職員課】

事業概要	育児休業や出産、育児に関する休暇制度の周知を図るとともに、取得しやすい職場環境づくりに努めます。
令和8年度 実施計画	育児休業に関するアンケートを実施し、制度の理解度を確認するとともに、求められている事項を把握して、安心して育児に携われるような職場環境の醸成を図ります。

2

雇用の分野における 男女共同参画の促進

男女雇用機会均等法の趣旨が周知され、誰もが安心して長く働き続けるための広報・啓発に努めるとともに、女性の活用や採用など企業において男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

個人が能力を十分に発揮し、やりがいを持って働けるよう、労働の場における男女共同参画を確立するための施策を推進します。

①男女の均等な雇用機会の確保に向けた広報・啓発【産業振興課】

事業概要	男女の均等な雇用機会の確保に向けて、市の広報紙・HP 及び窓口での資料掲示等により、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法等の普及啓発を行います。
令和8年度 実施計画	国や県からポスターやチラシの配架の依頼があった場合は全て窓口にて配架し、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護休業法・パートタイマー労働法等に改正があった場合は市 HP の活用及び SNS への投稿等により普及啓発を行います。

②女性の能力開発と経営参画の促進、各種セミナーの開催【産業振興課】

事業概要	国・県等関係団体の研修会・講習会等の開催情報を収集し、市の広報紙・HP 及び窓口での資料掲示等により周知を行うとともに、パソコンスキルの向上等の女性の能力開発に繋げる就労支援セミナーを開催します。
令和8年度 実施計画	本事業は集客率の減少等により、令和6年度で廃止となっているため、令和8年度の実施はありません。

②女性の能力開発と経営参画の促進、各種セミナーの開催【農林振興課】

事業概要	県が主催する女性向けの各種セミナー等への参加を促すとともに、農山漁村男女共同参画フォーラムへの参加を募り、経営への参画を推進するとともに、農業関係機関と連携を図りながら、家族経営協定や認定農業者制度の周知・普及に努め、女性認定農業者の認定を推進します。 また、フォーラムの開催を通じて、男女共同参画の必要性・重要性についての理解が深まるようなテーマの設定に努めるとともに、周知や集客方法については、チラシ等の配付のほか、市 HP 等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加を目指します。
令和8年度 実施計画	農業委員会事務局、君津農業事務所及び J A 木更津市との連携を密にして、情報を交換しながら女性向けセミナーへの参加を促進します。農業者巡回やセミナーを通して、認定農業者制度や家族経営協定の周知を図り、女性認定農業者の認定や家族経営協定の締結を推進します。

3

誰もが健康で安心して
働ける環境の整備

労働安全衛生法・労働基準法を周知徹底させるとともに、職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施を推進します。

男女雇用機会均等法の母性健康管理措置及び労働基準法の母性保護規定の周知を図ります。

また、産前・産後休業や育児休業制度の積極的利用を推進するとともにマタニティ・ハラスメントの防止を講じるなど、働く女性の母性が社会的に尊重され保護されるよう意識啓発に努め、母性の健康管理を推進します。

①職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施【職員課】

事業概要	健康診断、健康相談、健康教育の実施により、健康障害を未然に予防し、疾病による休業率の減少を促進します。 また、作業環境管理として快適な職場環境を確保すること、衛生管理として長時間労働対策等により、職員の健康保持増進を図ります。
令和8年度 実施計画	心療内科医によるメンタル関連研修会または相談事業、安全衛生関連研修会及び衛生管理者資格取得のための研修派遣、ケースワーカー・消防職員を対象としたB型肝炎予防接種、職員の定期健康診断の実施及び消防職員で交代勤務をしている職員への深夜業従事者健診、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施します。 また、令和5年度より実施している「メンタルヘルス相談事業」を継続します。

①職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施【福祉相談課】

事業概要	関係事業者との連携により、就業者のメンタルヘルス等健康管理に関する相談に対応します。
令和8年度 実施計画	木更津市自殺対策計画に基づき、令和8年度は、心の健康に関する講演会等実施し、メンタルヘルス等健康管理についての啓発を行います。

①職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施【健康推進課】

事業概要	心の健康を保持・増進するためには、個々に合った適切な休養と睡眠が必要であることを周知啓発していきます。また、心の健康に関する相談に応じるとともに、適切な相談窓口につなげます。
令和8年度 実施計画	睡眠（睡眠時間と睡眠休養感）の大切さについての普及啓発資料をより多くの市民の目にとまるよう、関係各課等に協力を得て周知をはかっていきます。また、適時資料の内容の見直しをはかっていきます。また、心の健康をはじめとする多岐にわたる相談に適時応じます。

②母性に関する保護規定や支援制度の啓発・利用促進【健康推進課】

事業概要	就労妊婦に対して妊娠届出時に産前産後休暇の取得や、母性健康管理指導事項連絡カードについて周知します。
令和8年度 実施計画	全就労妊婦に対して、出産予定日から算出した産前産後休暇取得時期を妊娠届出時の面接にて個別に伝えと共に、母性健康管理事項連絡カードについてリーフレットを活用し、周知します。

4

各種スキルアップにつながる職業訓練メニューの案内などを通して出産・子育て等で退職した女性の再就職を支援します。また、離職者等に対して就業に向けた支援を行います。

意欲と能力を生かす
再就職に向けた支援

①支援メニューの案内等再就職希望者への就労支援【産業振興課】

事業概要	出産・子育て等で退職した女性を含む離職者等の再就職に向けて、国・県等関係団体の実施する再就職支援メニュー等について、市の広報紙・HP 及び窓口での資料掲示等により周知を行います。また、県やジョブサポートセンター等と連携し、再就職希望者等に向けたセミナーや相談会を開催します。
令和8年度 実施計画	国・県等関係団体が開催する各種セミナーや相談窓口などのサポート情報を市の広報紙・HP・SNS 等を活用し、積極的に周知を行います。また、再就職希望者等に対する就職支援に向けて、関係機関と連携し、セミナーや個別相談会をそれぞれ1回ずつ開催します。

5

多様な働き方に対する支援

雇用・就業形態の多様化に対応し、女性も男性もそのライフスタイルに応じて柔軟に働き方を選択できるよう情報提供を行います。

また、シニア世代の能力と意欲を活かすため、多様な働き方ができるように支援します。

多様で柔軟な働き方が可能となるテレワーク（在宅勤務やサテライトオフィス）を積極的に推進します。

①多様な働き方に関する情報提供、支援【産業振興課】

事業概要

多様な働き方を推進するため、市の広報紙・HP 及び窓口での資料掲示等により、事業者等に対する情報提供等を行います。また、企業等と連携し、シニア世代の多様な働き方に向けた支援を行います。

令和8年度 実施計画

働きながら私生活も充実させられるような職場・社会環境づくりに向けて、多様・柔軟な働き方を実践する企業の認定制度を軸にセミナーなどの開催を計画しているほか、市内企業の働き方改革における意識改善のため表彰制度の制定を予定しています。

②テレワークの推進【職員課】

事業概要

全職員が、業務を効率的に取り組むことや、多様な働き方の一つであるテレワークの実施が、自身のワークライフバランスの確保に寄与することを認識するよう、意識の醸成を図ります。また、USB ドングルを使用したテレワークの実施状況を把握し、配布するドングルの数や通信容量について継続的に関係課（総務課、職員課）と協議を重ね、より使用しやすい環境の構築に努めます。

令和8年度 実施計画

テレワークの取得案内を行うとともに、庁内アンケートを定期的に行い、満足度調査と需要開拓に努めます。

主要課題 2

ライフステージに応じた男女共同参画の促進

指 標

	指 標	現状値（令和 7 年度）	目標（令和 8 年度）
1	家庭内で男女が平等と感じる人の割合	39.9%	60%
2	地域活動の場で男女が平等と感じる人の割合	33.1%	60%

※指標「家庭内で男女が平等と感じる人の割合」、「地域活動の場で男女が平等と感じる人の割合」については、令和 7 年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」の回答結果に基づき設定しています。

施 策

1

子育て・介護への支援

仕事と育児・介護との調和が図れるよう育児・介護休業法の周知と制度利用の促進を図る啓発に努めます。

家庭における家族の支え合いを補い、子育て・介護を行う人の孤立感・負担感を軽減するため、子育て世代包括支援センターや地域包括支援センターの活用を通して支援を行う体制の整備に努めます。

① 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進【健康推進課】

事業概要	妊娠届出時及び新生児訪問時に妊娠・子育てに関する相談場所や、子育て支援センターの紹介を行うと共に、個々の状況に応じた切れ目ない支援を実施します。
令和 8 年度 実施計画	妊娠届出時に妊娠・子育てに関する総合相談窓口である「こども家庭センター」を全数に周知します。また、新生児訪問において、産前産後サポート事業「赤ちゃん広場」や子育て支援センターを周知していきます。

①仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進【介護保険課】

事業概要	介護保険パンフレットや市の広報誌、HP の活用を積極的に活用し、介護保険制度の周知、利用促進等を図ります。また、地域包括支援センターの周知や機能強化を図り、地域福祉を進めます。
令和 8 年度 実施計画	窓口及び地域交流センター等で介護保険のパンフレットの周知を徹底するとともに、地域包括支援センター等の相談窓口への周知、案内を進めます。

①仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進【高齢者福祉課】

事業概要	仕事と介護の両立のため、必要な相談・援助を行い包括的な高齢者等の支援にあたる地域包括支援センターの利用促進を図ります。
令和 8 年度 実施計画	高齢者に関する身近な相談窓口として、市内に 6 箇所の地域包括支援センターを設置・運営し、包括的な支援を行います。 また、総合相談支援の機能を維持・向上するため、市 HP や広報、窓口配架するパンフレット等に掲載し、身近な相談窓口を多くの人に知ってもらうように周知を行います。

②保育・介護のための体制整備、待機児童の解消【こども保育課】

事業概要	保育及び学童保育の待機児童解消のため、施設整備や人材確保に対する支援をします。
令和8年度 実施計画	令和8年度において、幼稚園型認定こども園への施設整備に対して補助を行い、保育の提供量を確保します。また、保育士資格取得を目指し修学資金の貸付制度を活用した学生の市内保育施設への就職を促進することで、保育士人材を確保し、待機児童の解消を目指します。さらに、ライフスタイルの変化等により保育施設を退職した者が市内保育施設へ再就職する場合には就職祝い金を交付し、潜在保育士の掘り起こしを行うことで、保育人材の確保を図り、待機児童の解消を目指します。学童保育においても、保育の需要が見込まれるために、新たに学童保育所を開設すべく、事業者と協議してまいります。

②保育・介護のための体制整備、待機児童の解消【介護保険課】

事業概要	施設へ入所を希望する人の早期入所及び家族介護者の負担軽減のため、計画的に施設を整備します。
令和8年度 実施計画	木更津市高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画にて位置付けた特別養護老人ホームの整備を進めるため、公募により整備事業者の選定を行います。令和8年2月から再募集を実施しており、4月に選定委員会での審査を経て、6月中での整備事業者の最終決定を目指すことによって、計画的な施設整備を進めます。

②保育・介護のための体制整備、待機児童の解消【障がい福祉課】

事業概要	障がいの程度に応じた障害福祉サービス等を提供し支援します。
令和8年度 実施計画	令和7年度に実施した意向調査の結果、登録に賛同を示した事業所のうち未登録の事業所や、新規事業所に対し、登録の働きかけを行います。 拠点の機能の充実と推進について、ワーキンググループを作り対象者の抽出や広報、事前登録制について検討し、居住支援部会で確認・議論を行い稼働できるよう取り組みます。

2

家庭生活における
男女共同参画の促進

家庭における男女の固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、市主催イベントなどを通じて男性の積極的な参画を進める広報・啓発に努めます。

子育て支援のための事業を充実させ、男女が協力して子育てをし、望ましい親子関係や充実した家庭生活を営めるよう支援します。また、広報や HP、SNS などを通して男性の家事参加を促すための取組を積極的に推進します。

①家事、育児、介護等への男性の参加促進のための啓発【高齢者福祉課】

事業概要

在宅で介護する家族の身体的・精神的負担の軽減に向け、家族介護者への支援を行い、男性も含む介護への参加促進のための啓発に努めます。

令和8年度
実施計画

イベント開催時に広報紙、市公式 HP での周知や広報を行います。また、市内各地域包括支援センターや地域交流センターへチラシの配布をするとともに、介護予防教室等の場で積極的に情報発信を行います。

①家事、育児、介護等への男性の参加促進のための啓発【健康推進課】

事業概要

妊娠届出時及び HP において、男性の産休取得や家事育児に関する啓発を行います。

令和8年度
実施計画

妊娠届出時、マタニティ講座、新生児訪問時等において夫やパートナーが同席の有無に関係なく、家事育児参加に関するアドバイスをを行います。また、妊娠届出時に夫やパートナーも来所しやすいよう案内し、直接産休取得や家事育児に関する啓発を行います。さらに、市 HP にて、男性の出生時育児休業について周知を図ります。

3

地域活動における
男女共同参画の促進

老若男女を問わず、さまざまな地域活動へ参画していけるように、広報・啓発活動を行います。地域活動やボランティア活動への男性の参画を促進するとともに、防災や地域の活性化、環境保全などへの女性の参画を進め、地域活動において男女共同参画の促進を図ります。

また、地域づくりを担うキーパーソンとなり得る人材の発掘及び育成を図ります。

①地域活動、ボランティア活動などへの参加促進【市民活動支援課】

事業概要

地域交流センターを拠点として、市民活動・ボランティア活動の支援および参加促進を図ります。

令和8年度
実施計画

地域交流センターを拠点として、市民活動やボランティア活動に関する相談を受け付け、市民活動支援センターにつなぐとともに、関連情報の周知を行うことで、市民活動・ボランティア活動の参加促進を図ります。

①地域活動、ボランティア活動などへの参加促進【生涯学習課】

事業概要

各種団体の代表者として、性別にとらわれず、有能な人物を代表者として選出できる社会教育施策を推進します。

令和8年度
実施計画

性別にとらわれない社会教育関係団体、機関の代表者の選出に努めます。また、地域活動において、性別による無意識の思い込みがないよう働きかけに努めます。

①地域活動、ボランティア活動などへの参加促進【市民活動支援課】

事業概要

市民活動支援センターにおいて、市民活動についての広報・啓発活動を行い、老若男女を問わず市民活動への参加を促進します。

令和8年度
実施計画

市民活動支援センターにて、SNS等を活用した幅広い広報活動や、市民活動への参加のきっかけとなる事業などの啓発活動を行い、多様な参加者の参画を促進し、市民活動の活性化を図ります。

①地域活動、ボランティア活動などへの参加促進【危機管理課】

事業概要

自主防災組織等の防災訓練や講習会での女性の積極的な参加を促します。

令和8年度
実施計画

講習会への参加を促進するために、市HP等で情報発信を行い、木更津市自主防災実務者講習会（千葉県災害対策コーディネーター養成講座）を1回開催します。また、女性を含んだ地域の防災リーダーを育成し、さらなる地域防災力の向上に取り組んでまいります。

②公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘【市民活動支援課】

事業概要	幅広い年齢層に応じた各種学級・講座の開設、地域総合型スポーツクラブへの支援、地域コミュニティ活動の拠点としての公民館の活用促進、乳幼児を持つ母親の交流機会の提供など、地域課題の解決に向けた事業を実施します。
令和8年度 実施計画	地域交流センターを会場に、多角的な視点から各種教室を開催し、講座・学級運営に男女を参画させ、地域課題の解決につなげます。

②公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘【生涯学習課】

事業概要	市民活動の充実を図るため、生涯学習フェスティバル等実行委員会を組織し、フェスティバルを年1回開催します。地域づくりを担うキーパーソンとなり得る人材の発掘及び育成を図ります。
令和8年度 実施計画	地域交流センターを会場に、多角的な視点から各種教室を開催し、講座・学級運営に男女を参画させ、地域づくりの人材を育成していきます。

②公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘【市民活動支援課】

事業概要	市民活動支援センターにおいて、市民活動団体のニーズに沿った支援事業を実施し、さらなる市民活動の推進を図ります。
令和8年度 実施計画	登録団体を対象にアンケートを実施して現状やニーズを把握し、その結果に基づいた支援事業を展開し、団体が抱える課題の解決を支援します。

主要課題3

政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

指 標

	指 標	現状値（令和7年度）	目標（令和8年度）
1	管理職に女性を登用している企業の割合	61.1%	80%
2	配置や昇任において男女格差がないと答えた事業所の割合	88.9%	100%
3	審議会等における女性委員の割合	28.8%	40%
4	市職員の管理職に占める女性の割合	22.6%	15%

※指標「管理職に女性を登用している企業の割合」、「配置や昇任において男女格差がないと答えた事業所の割合」については、令和7年度に本市が実施した「男女共同参画に関する事業所アンケート」の回答結果に基づき設定しています。

施 策

1

政策・方針決定過程への 男女共同参画の促進

政策・方針決定の場への参画を促進するための登用方法や制度の見直しを進めることにより、本市における審議会等への女性委員の参画を促進します。なお、委員の募集にあたっては、公募の実施に努めます。

また、意欲と能力を持った女性が積極的に活躍できるよう、社会のあらゆる分野における方針決定の場への女性の参画を促進します。

市職員においては、女性職員に対する各種研修や人材育成メニューを充実し、管理職への積極的登用を行うよう努めます。

企業、団体、学校においては、男女雇用機会均等法などについて改めて周知し、配置や昇任に関して男女格差をなくすための働きかけを行い、女性の管理職登用を促進します。

①審議会等における女性委員の積極的登用、公募の実施【各課】

事業概要	女性の意見を政策や方針に反映させる必要があることから「附属機関等の委員の選任等指針」に基づく委員選出の促進を図り、審議会等における女性委員の構成比を高めるため、審議会等委員の公募を実施します。
令和8年度 実施計画	女性の意見を政策や方針に反映させる必要があることから「附属機関等の委員の選任等指針」に基づく委員選出の促進を図り、審議会等における女性委員の構成比を高めるため、審議会等委員の公募を実施します。

②市女性職員の管理職への人材育成と積極的登用【職員課】

事業概要	多様な部署へのジョブローテーションを実施や、研修・講座等を通して女性のキャリア形成の支援に努めます。これにより、女性職員の積極的登用を進めていきます。
令和8年度 実施計画	リーダーを育成するための研修や講座の受講メニューを充実させるとともに、自己啓発を推進するなど、人材育成を強化します。また、計画的なジョブローテーションを実施し、女性管理職の積極的な登用を進めます。

③企業、団体、学校における女性の管理職登用への働きかけ【地域共生推進課】

事業概要	男女共同参画に関する研修会・講習会等で、女性の管理職登用についての働きかけを行います。
令和8年度 実施計画	民間企業・団体等における女性の積極的な登用が促進されるように、チラシ配布、ポスター掲示、SNS での情報発信のほか、市内企業に直接、女性管理職登用について働きかけます。

③企業、団体、学校における女性の管理職登用への働きかけ【学校教育課】

事業概要	女性管理職教諭を対象に研修会を実施します。 人材育成のために、管理職研修会を開催し、女性の参加を積極的に促します。
令和8年度 実施計画	木更津市における女性管理職を対象に研修会を7月、2月に各1回、君津地方では、5月、8月に各1回、県では7月、12月に各1回開催し、女性教職員の参加を積極的に促します。また、人材育成の観点から、参加者相互の連携の強化、意識の向上を図ることを目指します。

2

女性の能力発揮への支援

女性の能力が十分に発揮されるよう、能力開発や積極的な活用を図りながら、人材育成を進めます。

自己啓発や女性リーダー養成などの各種研修・講座への積極的参加を促すことにより、女性の能力発揮を支援します。また、女性の人材育成につながる啓発を通して情報提供を行います。

①女性の能力開発につながる研修等への参加促進【職員課】

事業概要

女性の能力が十分に発揮されるよう、千葉県自治研修センターや市町村アカデミー等の研修専門機関が実施する研修について周知を図ります。

令和8年度 実施計画

女性の能力が十分に発揮されるよう、千葉県自治研修センターや市町村アカデミー等の研修専門機関が実施する研修について周知を図ります。また、隔年の予定ですが自治大学校への女性職員専用研修への派遣を行う予定です。

②女性の能力開発につながる情報発信【地域共生推進課】

事業概要

広報紙や市 HP、SNS などさまざまな媒体を活用し、女性の能力開発につながる情報発信を行います。

令和8年度 実施計画

男女共同参画週間にあわせた、情報誌発行、フォーラム開催、また、市 HP や SNS 等での女性活躍推進に関する情報発信を行います。

基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる社会づくり

主要課題4 配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重

指 標

	指 標	現状値（令和7年度）	目標（令和8年度）
1	DV相談窓口を知っている人の割合	58.0%	80%
2	ハラスメント防止の取組を行う企業の割合	77.8%	80%

※指標「DV相談窓口を知っている人の割合」、「ハラスメント防止の取組を行う企業の割合」については、令和7年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」及び「男女共同参画に関する事業所アンケート」の回答結果に基づき設定しています。

施 策

1

あらゆる暴力の根絶と
被害者への支援

DV、高齢者・障がい者・児童などへの虐待だけではなく、各種ハラスメントも暴力の一種であるという認識を広めるため、人権に関する啓発をこれまで以上に推進します。

また、相談窓口や被害者支援窓口の周知を行うことで、問題の表面化を促します。それと同時に、相談や支援を行う際には庁内外のさまざまな関係部署・機関と連携をとりながら、シームレスな支援体制の強化に努めます。

①人権尊重についての啓発や講座等の開催【地域共生推進課】

事業概要

木更津人権擁護委員協議会木更津市部会主催により、主に12月の人権週間中に各種啓発活動を行います。求めに応じて人権擁護委員が小学校・中学校等へ訪問し、人権に関する講話等を行います。

令和8年度 実施計画

12月の人権週間に合わせ、市内小中学校を対象に、人権擁護委員による人権教室等を実施し啓発活動を行います。また、市内の小5、中1、高1の児童・生徒を対象に多様性社会の推進に関するリーフレット配布及び小中高校への多様性社会啓発動画の活用依頼を行います。

①人権尊重についての啓発や講座等の開催【生涯学習課】

事業概要

人権問題に関する市民の理解を深め、人権意識の高揚を図るため、チラシ配布等啓発活動を行います。
学校教育・社会教育関係者等を対象に、講演会・研修会を開催します（年1回）。

令和8年度 実施計画

各地域交流センターに、「男女共同参画」について学習できるメニューを取り入れるよう働きかけるとともに、学校教育・社会教育関係者等を対象に、講演会・研修会を開催します（年1回）。

①人権尊重についての啓発や講座等の開催【こども家庭支援課】

事業概要	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心にその啓発活動を行います。
令和8年度 実施計画	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心にその啓発活動として紫リボンの着用、広報紙、市への掲載、ポスターの掲示、チラシの配布などを行い情報発信に努めます。

②DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化【こども家庭支援課】

事業概要	配偶者やパートナーからの暴力や、子どもに対する暴力に対応するため、適切な助言をし、必要に応じて関係機関と連携を取りながら、問題の解決を図ります。
令和8年度 実施計画	相談に対して適切な社会資源を提示し、相談者自身が支援方法を選択して問題解決ができるよう支援します。また、要保護児童対策協議会を活用し、更なる対応力向上および連携強化に努めます。

②DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化【福祉相談課】

事業概要	アウトリーチ等により初期相談の役割を担い、専門機関への適切な繋ぎを行います。
令和8年度 実施計画	コミュニティソーシャルワーカーや自立相談支援員による初期相談から、関係機関や専門機関、福祉専門職等と役割分担を行い、支援を必要としている人の支援に努めます。

②DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化【高齢者福祉課】

事業概要	高齢者虐待についての情報を周知し、虐待の予防、早期発見・早期通報に繋がるように努めます。 また、高齢者虐待の早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携強化を図ります。
令和8年度 実施計画	木更津市高齢者虐待防止ネットワークを活用し、養護者による高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関と連携を図り、適切かつ柔軟な支援を行います。

②DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化【障がい福祉課】

事業概要	関係機関との相談支援における連携体制の強化を行います。
令和8年度 実施計画	障がい者虐待をはじめとする複雑で多様化した問題に対応するため、地域の相談機関（社会福祉協議会、地域包括支援センター、中核地域生活支援センター、保健所、警察等）と連携しながら対応していきます。

2

性に起因する人権侵害を
許さない社会環境づくり

性に起因する人権侵害について理解を進めるため、セクシュアル・ハラスメントや性暴力の防止に関する啓発を行います。

子どもへの性的虐待や性の商品化を防止するため、注意喚起や相談窓口の周知を目的とした啓発を行います。また、SNS を利用した啓発も同時に行います。

①性にかかわる人権侵害防止についての啓発【職員課】

事業概要	庁内における性に係る人権侵害の把握に努め、職員の啓発に努めるとともに関係各部署との連携に努めます。
令和8年度 実施計画	職員のプライバシーに配慮しつつ、公益通報等の人権侵害に対する相談体制の周知に努めます。

②性の商品化を防ぐための啓発、SNS を活用した注意喚起【地域共生推進課】

事業概要	主に 10 代・20 代の女性を狙った、タレント・モデル契約等のトラブルについて、消費生活センターのツイッターアカウントにて注意喚起を行います。
令和8年度 実施計画	相談実績が無く、注意喚起を行う具体的理由が乏しいため、令和 8 年度の実施はありません。

主要課題 5

性別等にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会環境の整備

指 標

	指 標	現状値（令和7年度）	目標（令和8年度）
1	性的マイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思う人の割合	58.3%	50%

※指標「性的マイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思う人の割合」については、令和7年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」の回答結果に基づき設定しています。

施 策

1

ひとり親家庭などにおいて子育てをしている母親や父親に対して、日常生活支援や就職支援に関する相談対応を行い、相談者の不安や負担を軽減し、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

経済的困窮を抱える
ひとり親家庭などへの
子育て支援

経済的に困窮している状況の中で子育てをしている人々に対して、行政、関係団体、地域社会が連携して自立支援を行います。

①子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備【こども家庭支援課】

事業概要

経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の父または母に教育訓練や高等職業訓練の給付金を支給し、就業を支援することで生活の安定を図ります。また、母子家庭等の経済的自立を支援するため、県の福祉資金の貸付け事業の申請受付を行います。

令和8年度 実施計画

自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、母子家庭等への各種貸付金の申請受付へ制度の紹介等の相談援助を実施します。

①子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備【健康推進課】

事業概要

乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等において、保護者が安心して子育てができるよう関係機関と連携して支援を行います。

令和8年度 実施計画

乳幼児健診や各種教室、相談等において、保護者の悩み、心配事に対し関係機関と連携し早期支援に努めます。また、妊娠・子育てアプリでは、引き続き子育てに関する相談窓口について、定期的に情報を配信します。

①子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備【こども政策課】

事業概要	子どもの学習支援事業を推進し、子どもが安心して過ごせる場所を提供するとともに、子育て世代の負担軽減を図ります。
令和8年度実施計画	前年度に引き続き、学習支援員や地域・学生ボランティアの充実を図り、子どもの参加者の学力向上を通じた居場所づくり、更には保護者からの相談等にも対応し、子育ての負担軽減を図ります。

②経済的困窮を抱えるひとり親家庭に対する自立支援の推進【こども政策課】

事業概要	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給します。 また、ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、保険診療自己負担分に対し、一部助成を行います。
令和8年度実施計画	引き続き、ひとり親家庭等に対し児童扶養手当の支給及び医療費の一部を助成するとともに、利用が可能な世帯への案内を強化しひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。

②経済的困窮を抱えるひとり親家庭に対する自立支援の推進【福祉相談課】

事業概要	家事や育児などアンパイドワークを尊重した個別支援を推進します。
令和8年度実施計画	個々の事情や条件に合わせた職種や職業を相談者と一緒に検討し、働く機会が得られるよう支援します。

2

多様な性を認め合える
社会づくり

これまでの男性や女性といった性別の違いだけでなく、さまざまな身体的性別・性的指向・性自認のあり方をもとにした性の多様化への認識が高まり、性的マイノリティへの対応が新たな課題となっています。

市民や企業に対し、性的マイノリティへの理解を深め、多様性を尊重できる社会の実現に向けて啓発活動や情報提供を積極的に行います。また、効果的なパートナーシップ制度などの早期創設をめざします。

①性的マイノリティの理解のための啓発・情報提供・研修の実施【地域共生推進課】

事業概要

性的マイノリティへの正しい理解の普及に向けて、性の多様性に関するリーフレットを頒布するほか、市公式 HP 等を活用した啓発と情報提供に努めます。
正しい理解の普及に向けて、職員向け研修の中に性的マイノリティや性の多様性に関する内容を盛り込み、市職員の間での理解促進を図ります。

令和8年度
実施計画

性的マイノリティや性の多様性に関する内容を盛り込んで市職員への男女共同参画研修を実施します。また、市民向けに開催している男女共同参画フォーラムにおいても性的マイノリティの理解促進にかかるリーフレットを配布し啓発します。当該リーフレットを市 HP や SNS 等で情報発信し啓発します。

②効果的なパートナーシップ、ファミリーシップ制度の早期創設【地域共生推進課】

事業概要

多様性を認め合う社会の実現に向けて、庁内関係部署と検討を重ね、パートナーシップ制度等の早期創設を目指します。また、地域社会における性的マイノリティであることを理由とした偏見や差別の解消に向けた啓発に引き続き取り組みます。

令和8年度
実施計画

市 HP や SNS 掲載、企業への資料送付により、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を周知します。
また、他の事業やイベントに合わせた制度周知を行います。

3

外国人・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

外国人や障がい者、高齢者などが困難な状況に置かれている場合には、可能な限り迅速に実態の把握と支援を行い、相談窓口体制の強化や見守りサービスの提供、行政サービスの多言語対応などを通して、安心して生活できるよう環境を整えます。

また、困窮者貸付事業や自立支援メニューの提供などを活用し、性別等にかかわらず誰もが生活しやすいまちづくりを進めます。

①国際理解と交流の促進、多言語対応【地域共生推進課】

事業概要

各課等と協力し、在住外国人向け情報提供ページの内容拡充を図るとともに、外国人市民のための情報提供ガイドラインの活用を関係各課に働きかけます。また、木更津市国際交流協会と連携して情報提供等の支援を行い、市民の国際理解が深まるよう努めます。

令和8年度 実施計画

国際理解については、外国人市民のための情報提供ガイドラインや出入国在留管理庁の通訳支援活用、外国人市民向けの市 HP の拡充について、庁内に情報発信します。交流事業については、木更津市国際交流協会の実施する事業について、市 HP や SNS 掲載、その他関係団体を通じた情報発信を行います。

①国際理解と交流の促進、多言語対応【健康推進課】

事業概要

妊娠届出時、外国語版母子健康手帳を必要に応じ発行し、相談に応じます。不安のある外国籍の方には、外国語対応可能な相談員がいる、児童家庭支援センター「ファミリーセンターヴィオラ」を紹介し、連携して支援します。

令和8年度 実施計画

妊娠届出時、外国籍の方には、英語に翻訳した妊娠届出書の活用や外国語版母子健康手帳を必要に応じ発行します。また、児童家庭センター「ファミリーセンターヴィオラ」と連携した支援を継続していきます。
妊娠・子育てアプリやボランティア団体を紹介し、外国語版対応機能を積極的に活用し、外国籍の方への支援に努めます。

①国際理解と交流の促進、多言語対応【健康推進課】

事業概要

乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等において、他国籍の人が安心して保健サービスが受けられるよう支援を行います。

令和8年度 実施計画

乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等において、他国籍の人が安心して保健サービスが受けられるよう支援を行います。

②社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進【地域共生推進課】

事業概要	市内小中学校において、人権擁護委員による人権教室及び人権講話を実施します。人権教室の開催を通じて、一人ひとりが互いの違いを認め合い、他者の人権を尊重することを学ぶ機会となるよう取り組みます。また、12月の人権週間を中心として、広報きさらづ、市公式HP等を活用した各種啓発活動に取り組みます。
令和8年度 実施計画	人権教室では、児童・生徒に対して人権尊重思想について理解しやすい内容となるよう、DVDや紙芝居等を活用して実施します。また、人権に関する正しい理解が深まるよう人権擁護委員協議会と連携し各種啓発活動に取り組むとともに、人権・行政合同相談等の周知に努めます。

②社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進【障がい福祉課】

事業概要	新型コロナウイルスの感染拡大状況を見極めながら、理解促進を図るために、研修会の開催、およびイベント開催時におけるチラシの配布等による普及啓発を行います。
令和8年度 実施計画	障がいへの理解を深めるため、障害者支援施設等の販売会や展示会などを行うイベント及び障がい者スポーツ大会の開催を通じ啓発活動を行います。

②社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進【高齢者福祉課】

事業概要	高齢者が安心して暮らせるように相談窓口、関係機関、必要なサービス等の周知を図ります。
令和8年度 実施計画	各種関係団体及びサービスの提供開始時期に合わせ、定期的な周知を行います。

③高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進【障がい福祉課】

事業概要	障害者総合支援法に基づき、各種事業を実施し、自立に向けた支援及び社会参加の促進を図ります。
令和8年度 実施計画	障がい者が地域において、安心して自立した生活を営むためには、就労が重要となることから、その支援に係る各障害福祉サービスを適時・適切に提供します。

③高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進【高齢者福祉課】

事業概要	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし就業機会の拡充を図ることにより高齢者の社会参加を促進します。
令和8年度 実施計画	会員募集のための新たな就業先の開拓を行い、会員が働ける環境づくりに努めます。

③高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進【福祉相談課】

事業概要	生活困窮者等就労支援事業を推進する等により、多様な社会参加を推進します。
令和8年度 実施計画	就労支援事業を活用し、社会参加から就労に繋がるように支援を実施します。

③高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進【市民活動支援課】

事業概要	高齢者の自立支援のための学級を開催します。
令和8年度 実施計画	高齢者の自立支援のための学級を年間を通じて各地域交流センターで1回以上開催します。

④高齢者見守りサービスの推進【高齢者福祉課】

事業概要	支援を必要としている高齢者を早期に発見し必要な支援を行うことができるように地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築します。
令和8年度 実施計画	令和6年度から介護・福祉事業者にも見守りネットワークへの参加を呼びかけているため、協力事業者として参加していただく取り組みをさらに進めます。

主要課題 6

生涯を通じた健康づくりの推進

指 標

	指 標	現状値（令和7年度）	目標（令和8年度）
1	がん検診受診率	子宮頸がん 9.0% 乳がん 7.8%	子宮頸がん 15% 乳がん 15%
2	若年期（30 歳代）健康診査受診率	5.7%	10%
3	特定健康診査受診率	43.1%	47%

施 策

1

生涯を通じた男女の
健康保持への支援

心身の健康や性に関する教育や相談、情報提供などを充実させることで、男女の互いの性や健康についての理解の促進と日々の健康づくりを支援します。

また、がん対策や生活習慣病予防、自殺対策をはじめとしたメンタルヘルスの保持についても関係各課や関係団体と連携をとりながら進めていきます。

①各種成人保健事業の推進【健康推進課】

事業概要

がんや生活習慣病の予防についての啓発を行なうとともに、各種検診を実施し、生活習慣病等の予防に努めます。

令和8年度 実施計画

がん検診については健診の日程を工夫したり、夜間実施を取り入れるなど受診しやすい環境整備を図ります。また、体組成計「らづ BoDy」等を用いた健康測定会を引き続き、ショッピングモールや企業にて行い、自身の健康に関心を持つ市民を増やします。若年期健康診査については、健診の日程設定を工夫し、受診率の向上を図ります。

②自殺対策・メンタルヘルス保持の推進、各種講座などの開催【福祉相談課】

事業概要

自殺対策事業を推進し、メンタルヘルスへの理解を普及・促進します。

令和8年度 実施計画

メンタルヘルス保持のための講演会やゲートキーパー研修の開催、情報発信を行います。
市民向け講演会 1 回／年、関係団体向けゲートキーパー研修 1 回／年、SNS を利用した自殺対策に関する情報発信を行います。 1 回／月

2

妊娠・出産等に関する
健康支援

妊娠・出産における健康保持の支援を行うとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各ライフステージに応じて、意識の啓発や相談事業等の健康支援施策を推進します。

女性の健康長寿を延伸させるためには、がんの予防や早期発見が重要であることから、各種検診の受診を働きかけます。また、健康に関する講座などへの参加促進や相談窓口の周知にも努めます。

①妊娠・出産における健康の支援【健康推進課】

事業概要

母子手帳発行の際に、妊娠中の体調の変化や食事についての健康相談を全数実施するとともに、産後は、産婦健康診査、新生児・産婦訪問指導を実施します。

令和8年度
実施計画

妊婦等包括相談支援(伴走型相談支援)として母子健康手帳交付時から出産後まで、面談、教室、訪問等において知識の普及や相談を実施すると共に妊娠中と出産後のアンケートにおいて不安や心配事を把握し早期に解決できるように支援します。

②女性特有の病気予防の推進、健康に関する各種講座等の周知【健康推進課】

事業概要

乳がん・子宮がん予防のための検診や子宮頸がん予防ワクチンについての啓発を行なうことにより、がんの早期発見や予防に努めます。

令和8年度
実施計画

乳がん・子宮がん検診受診率向上対策として、SNS やイベント等において検診の周知啓発を引き続き行います。また、検診の機会を通じて、乳がんの自己触診方法や、検診を継続して受診することの重要性についての啓発を進めてまいります。さらに、働く世代の受診機会の拡充を図るため、乳がん検診の夜間の検診枠を新たに設け、より受診しやすい体制整備を行います。子宮頸がん予防ワクチンの定期接種対象者(小学校6年生および中学校1年生の女子)に対して、個別勧奨通知を行ないます。また、ワクチン接種の必要性について、広報やHP、学校等を通じて周知を図ります。

主要課題 7 防災における男女共同参画の推進

指 標

	指 標	現状値（令和 7 年度）	目標（令和 8 年度）
1	千葉県災害対策コーディネーターの女性登録者数	64 人	68 人

施 策

1

男女共同参画の
視点を取り入れた
防災対策の推進

災害時の支援における男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点からの災害対策を進めます。

また、避難所などの運営に関して、プライバシーへの配慮やセクシュアル・ハラスメントの防止など、女性側の意見が方針決定に適切に反映されるよう、各公民館主催事業やまちづくり協議会における取組の中で男女共同参画の視点を取り入れます。

①女性の視点を取り入れた避難所等の運営【危機管理課】

事業概要	避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成を支援します。
令和 8 年度 実施計画	地域の実情と女性への配慮も考慮した避難所運営を行うため、女性を含む地域交流センターや地域住民（自治会、自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及びまちづくり協議会等）が一体となって避難所運営マニュアルの作成を支援します。また、地域が主催する訓練等で避難所運営マニュアル作成の一助となるよう、他の事例を紹介します。

②男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発【危機管理課】

事業概要	自主防災組織等と連携し、男女が参画した防災訓練を定期的実施することを促し、その広報と啓発に努めます。
令和 8 年度 実施計画	令和 7 年度も自主防災組織等と連携を図りながら、市一斉防災訓練や地区ごとの防災訓練を通じ、充実した防災訓練となるよう、さらなる広報と啓発に取り組んでまいります。参加者については、男性のほか、女性や中学生等の若年層の参加者数の増加についても留意します。

②男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発【市民活動支援課】

事業概要	まちづくり協議会と共催し、自然災害の発生に備え地域の防災に対する現状と課題を把握し、地域防災力を高めます。
令和 8 年度 実施計画	まちづくり協議会と連携し、各地域の特性に応じた防災啓発を行い、地域の防災力向上を図るとともに、令和 8 年 4 月から全公民館が地域交流センターへ移行し、多くの施設で防災訓練を実施するにあたり、運営には男女双方が関わるよう啓発します。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

主要課題8 男女共同参画への意識づくり

指 標

	指 標	現状値（令和7年度）	目標（令和8年度）
1	社会全体で男女が平等と感じる人の割合	12.4%	60%
2	職場内で男女が平等と感じる人の割合（再掲）	26.6%	60%

※指標「社会全体で男女が平等と感じる人の割合」、「職場内で男女が平等と感じる人の割合」については、令和7年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」の回答結果に基づき設定しています。

※指標「職場内で男女が平等と感じる人の割合」は、P10「基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」の「主要課題1 労働における男女共同参画の促進」にも掲載しています。

施 策

1

あらゆる人々にとっての
男女共同参画の促進

職場や家庭、地域などにおける制度や慣行について、男女共同参画の視点に立って見直し、その解消に向けて継続的な広報・啓発に努めます。

毎年6月の男女共同参画週間中に、広く市民に向けて男女共同参画情報紙を発行し、セミナーや講座を開催することでPRを行います。また、新規採用職員研修をはじめとした各種研修やきさらづ出前講座への講師派遣を積極的に働きかけます。

①男女共同参画に関する広報・啓発【地域共生推進課】

事業概要	男女共同参画週間に合わせ、広報きさらづ6月号に折込みで、男女共同参画情報紙「デュエット」を発行し、当該広報によって、市民の意識啓発を行います。
令和8年度 実施計画	男女共同参画週間に合わせ、広報きさらづ6月号の折込みでの男女共同参画情報紙「デュエット」発行及び、情報紙の市HP・SNS発信を行います。また、男女共同参画フォーラムにおいて情報紙配布により啓発を行います。

②男女共同参画に関するセミナーや研修の開催【地域共生推進課】

事業概要	男女共同参画フォーラムを年2回開催します。フォーラムの開催を通じて、男女共同参画の必要性・重要性についての理解が深まるようなテーマの設定、講師の選定に努めます。また、集客方法については、チラシ等の配付のほか、広報きさらづ・市HP・フェイスブック等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加を目指します。
令和8年度 実施計画	男女共同参画フォーラムを年2回開催します。2回のうち1回は課長級職員研修として行い、1回は市民向けの講演を行います。また、集客方法については、チラシ等の配付のほか、広報きさらづ・市HP・SNS等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加を目指します。

②男女共同参画に関するセミナーや研修の開催【職員課】

事業概要

施策担当部署と連携し、市職員に対する研修会の開催を検討します。

令和8年度 実施計画

施策担当部署と連携し、より充実した職員研修等を実施します。

2

男女共同参画に
関する調査研究、
情報収集・提供

男女共同参画への意識づくりを推進するためには、多くの人々が本テーマに関するさまざまな情報を共有することが必要です。男女共同参画に関する調査研究を進め、いろいろなメディアを有効に活用して双方向の情報収集・発信を行い、誰もが理解を深めることができるような形で情報提供に努めます。

本計画の効果を測定することを目的に、男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施し、指標の数値として活用するとともに、次期計画策定時にその結果を反映します。また、ジェンダーの視点から各種団体のあり方や名称などをチェックし、必要に応じて見直しを行うことを検討します。

①各種統計資料の収集、広報やホームページ、SNS を活用した情報の提供【地域共生推進課】

事業概要	広報紙や市 HP、SNS などさまざまな媒体を活用し、男女共同参画推進のための啓発を行います。
令和8年度 実施計画	市 HP、SNS、広報きさらび及び県のメールマガジンを活用し周知します。また、市内公共施設や大型商業施へのチラシ設置、オーガニックシティフェスティバル等でのチラシ配布、市内関係企業への情報提供を行います。

②男女共同参画に関する市民アンケートの実施【地域共生推進課】

事業概要	本計画の指標値や男女共同参画に関する市民の意識などを把握するため市民アンケートを実施します。
令和8年度 実施計画	本計画の指標値や市民の意識調査のため、該当項目を含んだアンケートを実施します。また、回答数増加のため、市 HP や SNS での周知のほか、自治会、商工会議所、大型商業施設等でのチラシ配布や事業所の個別訪問を行い周知します。

③各種団体等のあり方や名称の見直しの検討【地域共生推進課】

事業概要	ジェンダーの視点から各種団体のあり方や名称などをチェックし、必要に応じて見直しを行うことを検討します。また、全国の事例などを調査し、庁内各課へ情報提供を行います。
令和8年度 実施計画	「R7 年度取組結果及び成果」記載のとおり、名称変更の必要性は低いため、令和8年度は事業の実施は見合わせます。

主要課題 9

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

指 標

	指 標	現状値（令和7年度）	目標（令和8年度）
1	学校教育の場で男女が平等と感じる人の割合	38.5%	70%

※指標「学校教育の場で男女が平等と感じる人の割合」については、令和7年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」の回答結果に基づき設定しています。

施 策

1

学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進

学校教育や就学前教育の場において、人権の尊重や男女の平等に関する指導を行っています。教育関係者に対する研修の充実や男女共同参画の視点に立った学校運営など、教育全体を通じての男女共同参画に関する理解の促進に努めます。

社会のあらゆる場で、男女共同参画に関する社会教育・生涯学習が進められるよう機会の充実と環境の整備に努めます。また幼少期から男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう、保護者に対する学習の機会と情報の提供に努めます。

①教職員や保育士に対する研修や学習機会の提供【学校教育課】

事業概要	夏季休業期間を利用した、特別支援、道徳、教育相談等の研修を開催します。校内研修や児童生徒への講演など、学校からの要請に応じた指導主事の派遣を行います。
令和8年度実施計画	夏季休業期間を利用した、特別支援、道徳、教育相談等の研修を開催します。特に特別支援においては、学校が現在直面している課題と直結する部分が多いため、校内研修や児童生徒への講演などに加え、巡回相談などを通して、学校からの要請に応じた指導主事の派遣を行います。また、講座内容については、教育の場に、人権に関する正しい理解と認識をさらに広げることができる、教職員の指導力と資質の向上に努めます。

①教職員や保育士に対する研修や学習機会の提供【地域共生推進課】

事業概要	千葉県男女共同参画地域推進員事業として、中学校全校生徒を対象として、教職員と共同して寸劇を実施します。また、教職員や保育士に対して研修参加案内や情報提供を行います。
令和8年度実施計画	千葉県男女共同参画地域推進員事業として、推進員と教職員とで協力し、中学校での寸劇セミナーを実施しており、寸劇実施により、教職員と児童生徒への男女共同参画の学習機会を提供します。

②保育園における男女共同参画教育の推進【こども保育課】

事業概要	保育園は、乳幼児対象の施設なので、成長過程で性別の違いは認識するものの、生活面、活動面において、男女の区別なく、すべての園児が平等に、様々な体験を通し成長できるよう働きかけます。
令和8年度 実施計画	保育園生活においては、引き続き、男女の区別無く、誰もが平等に日々の活動に参加し、様々な経験を通した成長を促します。

③男女共同参画の視点に立った講座等の開催【市民活動支援課】

事業概要	地域交流センターと連携し、公民館で開催されている学習プログラムを開発するとともに、既存の学級講座を見直し、男女共同参画に関するテーマを積極的に取り入れます。各地域交流センターで開催する各種学級・講座の保育活動を実施し、子育て中の保護者が安心して学ぶことができる環境を整えます。
令和8年度 実施計画	各地域交流センターにおいて、年齢・性別関係なく参加できるよう保育の充実等環境の整備に努めるとともに、学習内容及び募集・広報においても「性別による無意識の思い込み」がないよう配慮することを求めます。

③男女共同参画の視点に立った講座等の開催【市民活動支援課】

事業概要	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級・講座を開催します。
令和8年度 実施計画	各地域交流センターで、性別に関わらず誰もが対等に子育てや家庭に関わり、互いに尊重し合える「男女共同参画の視点」に立った家庭教育学級・講座等を開催します。また、多様性についても考えていきます。

④家庭や地域における男女共同参画教育の推進【生涯学習課】

事業概要	市内各家庭教育学級において、運営組織の充実を図るため学級のリーダー養成に努めるとともに、運営スタッフの研修活動を充実させます。子育て支援の充実を目指し、子育ての悩みや疑問の解決を図るため、家庭教育のあり方について、広報等の啓発活動を推進します。
令和8年度 実施計画	家庭教育学級の担当者、学級生を対象とした講演会を積極的に開催し、対象者のニーズに添った講演内容の充実に努めます。また、家庭教育の推進のため、家庭教育に関する団体・機関が一堂に会して協議できる場の設定に努めます。

④家庭や地域における男女共同参画教育の推進【こども家庭支援課】

事業概要	家庭相談の個別相談の場面で家庭での育児において男女共同参画の視点をもてるよう助言を行います。
令和8年度 実施計画	家庭相談における個別相談の場面で家庭での育児において男女共同参画の視点をもてるよう助言を行います。保護者同士が男女共同参画の視点で育児を行えるよう交流の機会を増やします。

④家庭や地域における男女共同参画教育の推進【学校教育課】

事業概要	全教育活動を通じた男女共同参画に関する教育の実施について、保護者及び地域に理解を得るとともに、男女共同参画を図ります。
令和8年度 実施計画	教育現場における、PTA役員、学校評議員、学校支援ボランティア等の活動を通して、男女共同参画の機会の促進を図ります。各学校でのボランティア活動等を、学校HPや広報紙、動画配信サービス等を利用し、保護者及び地域へ啓発することを広げること努めます。

2

多様な選択を可能にし、
個性を伸ばす
教育・学習の充実

社会や地域の実情を踏まえるとともに、多様なニーズに対応したさまざまな教育活動が展開できるよう、魅力ある学校づくりを推進します。

また、児童・生徒が、職業に関する知識・技能を身に付け、性別等にかかわらず自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する支援を行います。企業の現場などで学習内容や進路などに関した就業体験を実施するなど、実習形式の学習機会の提供を行います。

①地域の実情に合わせた教育機会の提供、性別等にかかわらず職業選択を行えるキャリア教育の提供【学校教育課】

事業概要	学習指導要領を踏まえ、実践的・体験的な学習について、男女共修の実施のさらなる促進を図ります。
令和8年度 実施計画	男女共修を通して、基礎的、基本的な知識及び技術の習得等を目指します。また、道徳教育においても、男女の相互理解、協力の重要性等を学ぶ機会の充実を図ります。

基本目標Ⅳ 計画を積極的に進める体制づくり

主要課題10 推進体制の充実に向けた基盤の整備

指 標

	指 標	現状値（令和7年度）	目標（令和8年度）
1	市職員の男女共同参画研修における理解度	98.4%	100%

施 策

1

（仮称）木更津市男女
共同参画条例の制定

性別等にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざして、性別等による不当な取扱いをなくすなど市としての責務を明確化した（仮称）木更津市男女共同参画条例の早期制定を行います。

条例の制定に際しては、関係する部署との調整を図り、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」との関係性を整理した上で、本計画や市の総合計画、個別計画などと整合性のあるものとなるよう心がけます。

①（仮称）木更津市男女共同参画条例の早期制定【地域共生推進課】

事業概要

性別等にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざして、性別等による不当な取り扱いをなくすなど市としての責務を明確化した（仮称）木更津市男女共同参画条例の早期制定を行います。

令和8年度 実施計画

6月のプライド月間にあわせて、多様性社会推進に係る啓発記事及び男女共同参画フォーラムを開催します。12月の人権週間には、小中高校生に対し、多様性社会推進啓発リーフレット配布により啓発を行い、更に小中学生には、人権教室・講座を開催及び人権ポスター原画展を開催します。

2

庁内推進体制の充実

男女共同参画庁内連絡会議を通じて全庁的な取組を推進する一方、男女共同参画の意識を持って職務にあたることができるよう、課長級職員研修の毎年実施や情報提供を通じて市職員への啓発を行います。

また、市民と行政が一体となった協力体制が必要となるため、市民・団体・企業などとの連携を図りながら情報交換を行います。

①男女共同参画施策担当部署との連携、庁内研修の実施【職員課】

事業概要	施策担当部署と連携した事業(職員研修等)を推進します。
令和8年度 実施計画	今後も施策担当部署と連携し、より充実した職員研修等を実施し、市職員に対する男女共同参画の周知・啓発を図ります。

①男女共同参画施策担当部署との連携、庁内研修の実施【地域共生推進課】

事業概要	男女共同参画庁内連絡会議を通じて全庁的な取組を推進するとともに、課長級職員研修の毎年実施や情報提供を通じて市職員への啓発を行います。
令和8年度 実施計画	市職員の男女共同参画意識の高揚を図るため、関係課と連携して課長級職員研修及び新規採用職員研修を開催します。

②市民・団体・企業などとの連携【地域共生推進課】

事業概要	男女共同参画推進委員会において、市民、団体、企業等の代表と情報交換を行います。また、委員会での連携のほか、きさらづみなトークや意見公募も活用し、様々な意見を募ります。
令和8年度 実施計画	男女共同参画推進委員会、きさらづみなトーク、意見公募を実施し、市民・団体・企業から様々な意見を収集し、次期計画を策定します。

3

計画進行の適正管理

毎年度、担当課及び木更津市男女共同参画推進委員会において、PDCAサイクルを活用して進捗状況の点検・評価・検証を実施します。また、推進状況及び評価結果を市ホームページに公表するなど、計画の適正管理に努めます。

①市民に向けた計画の周知と意識の高揚【地域共生推進課】

事業概要	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）や市 HP, SNS など様々な媒体を活用し、本計画の周知を行います。
令和8年度 実施計画	計画、計画に基づき制定された条例及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）や SNS のほか、様々な事業やイベントにおいても周知を図ります。

②計画の推進状況の把握と公表【地域共生推進課】

事業概要	毎年度、事業実施結果の点検・評価・検証を行い、改善策を協議し、推進状況とあわせて公表します。
令和8年度 実施計画	令和7年度の事業実施結果の点検・評価・検証を行い、令和8年度の実施計画を作成します。定量的評価が可能な実施計画を作成します。また、評価結果については、市 HP で公表します。

第5次 木更津市男女共同参画計画
2022-2026

令和8年度事業計画

令和8年(2026年) 7月

発行：木更津市 市民協働部 地域共生推進課
〒292-8501 千葉県木更津市朝日3丁目8番1号
電 話：0438-38-3089
メー ル：kyosei@city.kisarazu.lg.jp
WE B：https://www.city.kisarazu.lg.jp/